

第3回 JR可部線活性化協議会

日時：平成20年12月22日（月）14:00～

場所：広島市役所本庁舎14階第7会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 会長挨拶（広島市 道路交通局 都市交通部長）

4 議 題

（1）報告事項

ア 広島市ホームページへの掲載について 【資料1】

イ JR可部線活性化検討調査業務の委託契約の締結について 【資料2】

（2）説明事項

ア JR可部線活性化検討調査について 【資料3】

イ 広島市ホームページの更新について 【資料4】

（3）協議事項

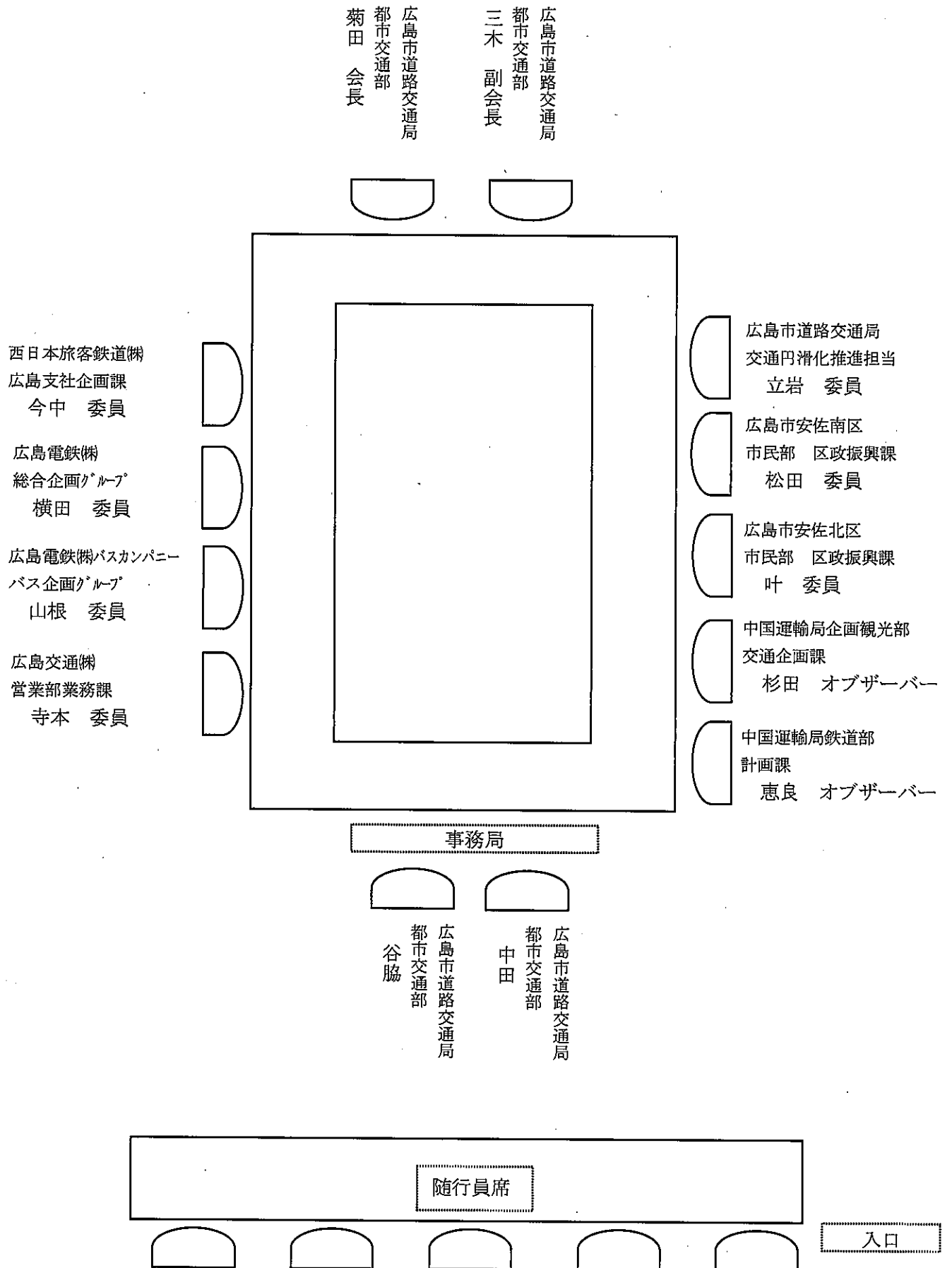
ア 第4号議案

事業の実施状況の確認、評価について 【資料5】

5 意見交換・その他

6 閉 会

第3回 JR可部線活性化協議会 配席図



広島市ホームページへの掲載について(平成20年11月6日付け掲載)

▶ サイト検索 ▶ 詳細検索 ▶ 使い方 ▶ English ▶ 携帯電話版 ▶ サイトマップ



JR可部線活性化協議会が設置されました！

【目的】

広島市中心部と市北部地域を結ぶ地域公共交通機関としての役割を果たすJR可部線について利用者増加や沿線のまちづくりにつながる施策の可能性や活性化方策の展開に必要なハード・ソフトの施策を検討するため、JR可部線活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置しました。(平成20年9月12日設置)
この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、JR可部線活性化連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行います。

【組織】

(協議会委員)

西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 企画課長
 広島電鉄株式会社 総合企画グループ マネージャー
 広島電鉄株式会社 バスカンパニー バス企画グループ 営業企画チームリーダー
 広島交通株式会社 営業部 業務課長
 広島市 道路交通局 都市交通部長
 広島市 道路交通局 交通円滑化推進担当課長
 広島市 道路交通局 都市交通部 交通対策担当課長
 広島市 安佐南区 市民部 区政振興課長
 広島市 安佐北区 市民部 区政振興課長

(オブザーバー)

国土交通省 中国運輸局 企画観光部 交通企画課長
 国土交通省 中国運輸局 鉄道部 計画課長

【地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画について】

平成19年10月施行の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、国土交通省が交通ICカードシステムの導入や地域公共交通総合連携計画策定のための調査などのソフト施策に対する支援制度を設けており、この制度を活用し調査を行うため認定申請(平成20年9月12日付)を行いました。この結果、平成20年9月30日に国土交通省の認定を受けました。

この認定を以って、国の調査費用(全額国費)の支援を受けるため、補助金の交付手続きを行い、補助金交付決定(平成20年10月10日付)を受けました。

リンク

❖ [国土交通省ホームページ\(公共交通活性化\)](#)

ダウンロード

- ❖ [JR可部線活性化協議会規約・事務局規程・財務規程\(270KB\)\(PDF文書\)](#)
- ❖ [平成20年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書\(47KB\)\(PDF文書\)](#)
- ❖ [地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について\(21KB\)\(PDF文書\)](#)

—お問い合わせ—

道路交通局 都市交通部 交通対策担当

☎082-504-2604

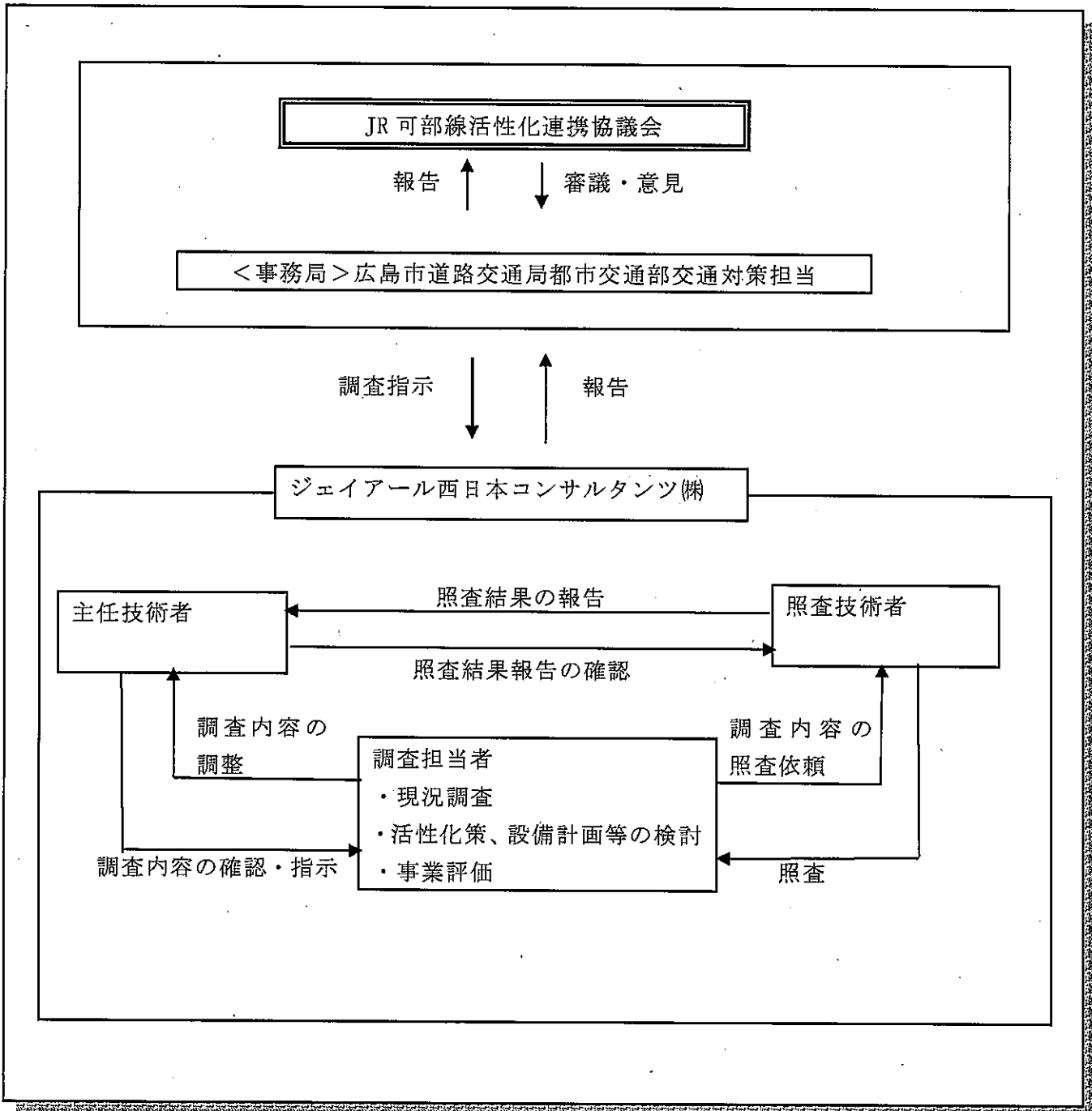
☎082-504-2426

✉ koutsubu@city.hiroshima.jp

JR 可部線活性化検討調査業務の委託契約の締結について

委託業者との契約について

平成 20 年 11 月 7 日付で調査・検討の対象となる JR 可部線の状況に精通した「ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社広島支店」と業務委託契約（契約金額 19,498,500 円、履行期間 平成 20 年 11 月 7 日から平成 21 年 3 月 31 日）を締結した。



広島市ホームページの更新について

以下のとおり、ホームページを更新し、第2回協議会の議事概要及び第2回、第3回の配布資料を掲載する。

更新後のホームページ（更新部分を下線表示）

JR可部線活性化協議会が設置されました！（2008年 月 日登録）

目 的

広島市中心部と市北部地域を結ぶ地域公共交通機関としての役割を果たすJR可部線について利用者増加や沿線のまちづくりにつながる施策の可能性や活性化方策の展開に必要となるハード・ソフトの施策を検討するため、JR可部線活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。（平成20年9月12日設置）

この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、JR可部線活性化連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行います。

組 織

（協議会委員）

団体・所属	職 名
西日本旅客鉄道株式会社	広島支社 企画課長
広島電鉄株式会社	総合企画グループ マネージャー
	バスカンパニー バス企画グループ 営業企画チームリーダー
広島交通株式会社	営業部 業務課長
広島市	道路交通局 都市交通部長
	道路交通局 交通円滑化推進担当課長
	道路交通局 都市交通部 交通対策担当課長
	安佐南区 市民部 区政振興課長
	安佐北区 市民部 区政振興課長

（オブザーバー）

団体・所属	職 名
国土交通省	中国運輸局 企画観光部 交通企画課長
	中国運輸局 鉄道部 計画課長

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画について

平成 19 年 10 月施行の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、国土交通省が交通 IC カードシステムの導入や地域公共交通総合連携計画策定のための調査などのソフト施策に対する支援制度を設けており、この制度を活用し調査を行うため認定申請（平成 20 年 9 月 12 日付）を行いました。この結果、平成 20 年 9 月 30 日に国土交通省の認定を受けました。

この認定を以って、国の調査費用（全額国費）の支援を受けるため、補助金の交付手続きを行い、補助金交付決定（平成 20 年 10 月 10 日付）を受けました。

この補助金交付決定を受けて、平成 20 年 11 月 7 日に「ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社広島支店」と業務委託契約を締結し、調査に着手しました。

添付資料

- ・ JR 可部線活性化協議会規約・事務局規程・財務規程
- ・ 平成 20 年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書
- ・ 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定について
- ・ 第 2 回 JR 可部線活性化協議会 資料
- ・ 第 3 回 JR 可部線活性化協議会 資料
- ・ 第 2 回 JR 可部線活性化協議会 議事要旨

リンク

国土交通省HP（公共交通活性化）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>

第2回 JR可部線活性化協議会議事要旨

日 時：平成20年10月31日（金）10:05～10:40

場 所：広島市役所14階第7会議室

出席者：協議会配布資料の配席図参照

開会前（事務局説明）

報道関係者等の対応のため、公開、非公開の取扱いについて事前に説明する。

本会議は協議会規約第6条5項により、原則公開である。

ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行う。

本日は、不開示事項の(3)市や国などの事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、調査業務の適正な執行のため、契約方法や予定金額に関する資料について非公開とする。

1 開会

2 会長挨拶

地球環境問題の深刻化、高齢化の急速な進展など社会情勢の変化や、本市が直面する厳しい財政状況に対応するため、「新たな交通ビジョン」を平成16年6月に策定しているが、このビジョンは、自動車に過度に依存するこれまでの交通体系を見直し、道路と公共交通の持つそれぞれの役割を考慮しつつ、交通体系の軸足を公共交通へシフトすることにより、人を中心に据えた、環境への負荷が小さい、持続可能な都市の形成を目指し、その具体的な施策の一つとして、日常生活を支える社会基盤として、広域的な鉄軌道系交通の輸送改善など公共交通網の機能強化を盛り込んでいる。とりわけ、市中心部と北部地域を結ぶ重要な公共交通である可部線については、これまでの経緯に加え、沿線の開発動向、本市や地域住民のまちづくり活動等も踏まえ、引き続き地域公共交通としてその役割を十分に果たすことができるよう、地域の関係者が連携しながら、その機能強化に取り組んでいくことが重要である。昨年10月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、地域の関係者が十分に協議して地域公共交通総合連携計画を策定し、これに基づき各主体が推進する取組みに対して、国土交通省が支援するという枠組みができ、現在、地方鉄道等の活性化に向けて、ハード・ソフト一体で大幅な利便性向上等を図るコミュニティ・レール化のための施設整備を支援する補助制度が、国土交通省から財務省への来年度概算要求に盛り込まれている。

本市としては、こうした状況を踏まえ、沿線のまちづくり等と一体となった可部線の活性化計画の策定に取り組みたいと考え、協議会への参画をお願いしたところである。

第2回協議会では、書面審議の結果報告、平成20年度予算審議のほか、今後の進め方等を説明する。

3 自己紹介

各委員、オブザーバーより

4 議題

(1) 報告事項

ア 第1回協議会書面審議の結果について

事務局説明（資料参照）

質疑応答 なし

(2) 説明事項

ア 会議及び会議資料の公開に関する取扱いについて

事務局説明 (資料参照)

質疑応答 なし

イ 広島市のホームページへの掲載について

事務局説明 (資料参照)

質疑応答 なし

ウ 今後の予定について

事務局説明 (資料参照)

(会長)

事務局説明に補足しますが、協議会は2ヶ月に1回程度開催し、連携計画策定は協議会立上げの1年後にあたる来年の8月頃までを目標と考えている。

質疑応答 なし

エ J R可部線活性化検討調査の契約について

質疑応答 なし

(3) 協議事項 ア 第3号議案 平成20年度予算について

質疑応答 なし

採決 原案どおり承認することで異議なし

5 意見交換・その他

(オブザーバー)

スケジュールについて再確認するが、連携計画策定は年度内ではなくて、来年の8月頃となるのか。その場合、計画事業は、来年度の中頃もしくは再来年度になるのか。

(会長)

計画事業の内容にもよるが、次につながる計画があれば、ご意見のとおり、来年度の中頃から行うことになる。

(委員)

委託調査は年度内に終わるのか。

(会長)

今年度に終わる予定である。

6 閉会

第 4 号議案

事業の実施状況の確認、評価について

地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領 5(1)の規定により、地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業について、協議会において行う事業の実施状況の確認、評価は、別添資料のとおりとする。

JR 可部線活性化協議会
会長 菊田 和祐

調査事業に係る事後評価項目記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

JR可部線活性化協議会において、可部線の活性化に向けた連携計画を策定するために必要となる、可部線及びその沿線の地域公共交通並びに地域のまちづくりに係る問題点や課題の整理・把握、可部線の活性化に向けた施策目標(案)の設定、その施策目標(案)を達成するための個別事業(案)の選定、個別事業(案)の費用便益分析など、総合的・専門的な調査検討業務を委託実施している。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

現在委託実施している調査検討業務において、関係交通事業者への聞き取り調査を行うとともに、JR可部線及びその沿線に係る市の上位計画の位置付け、沿線の人口の推移や人口密度・用途地域・主要施設の状況、可部線の利用者数の推移、各駅の施設の状況、交通センサデータを基とした沿線の主要道路の交通量、沿線の都市計画道路の計画及び整備状況、可部線廃線敷地の跡地利用計画、沿線の駐輪場・駐車場・駅前広場の状況、可部線に連絡するバス路線の状況や利用者数などを調査分析することにより、可部線・その沿線の地域公共交通に係る問題点や課題を整理・把握することとしている。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

JR可部線の活性化を図るうえで、地域のまちづくりが継続し発展できるよう関係者が連携し取組みを強化することが大変重要であることから、地域住民へのヒアリングやアンケート調査、沿線の自然・文化・観光・産業(特産品)の状況や大規模開発計画の状況などの調査検討業務を委託実施中であり、地域の自然・文化・観光・産業(特産品)等と連携したまちづくりに係る問題点や課題を整理することとしている。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

現在委託実施している調査検討業務において、JR可部線及びその沿線の地域公共交通に係る問題点や課題、地域のまちづくりに係る問題点や課題を整理・把握したうえで、公共交通サービスの向上策、乗り継ぎ利便性の向上策、地域のまちづくりの推進方策など、ハード・ソフト両面から可部線の活性化策を立案するとともに、出来る限り数値目標を取り入れた目標(案)を設定することとしている。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

現在委託実施している調査検討業務において、関係交通事業者への聞き取り調査、地域住民へのヒアリングやアンケート調査を行い、社会的ニーズや地域住民のニーズを把握することとしている。
また、市においては、地球環境問題の深刻化、高齢化の急速な進展など社会情勢の変化、市が直面する厳しい財政状況に対応するため、政策理念として「ひと・環境にやさしく、活力ある広島の交通体系づくりをめざして」を掲げた「新たな交通ビジョン」を平成16年6月に策定している。
これらの調査結果や市の交通政策の基本的方向性等を踏まえながら、JR可部線の活性化に向けたハード・ソフト両面の施策目標(案)を設定することとしている。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

現在委託実施している調査検討業務において、JR可部線及びその沿線の地域公共交通に係る問題点や課題、地域のまちづくりに係る問題点や課題を整理・把握したうえで、公共交通サービスの向上策、乗り継ぎ利便性の向上策、地域のまちづくりの推進方策など、ハード・ソフト両面から可部線の活性化に向けた施策目標(案)及びこの目標を達成するための個別事業(案)の立案を行うとともに、目標と事業との関係を明確に整理し位置付けることにより、合理性を確保することとしている。

また、実現可能性の観点から、関係交通事業者や地域住民のまちづくり組織の意向等を反映した個別事業(案)を最終的に選定することとしている。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>現在委託実施している調査検討業務において、JR可部線及びその沿線の地域公共交通に係る問題点や課題、地域のまちづくりに係る問題点や課題を整理・把握したうえで、公共交通サービスの向上策、乗り継ぎ利便性の向上策、地域のまちづくりの推進方策など、ハード・ソフト両面から可部線の活性化に向けた施策目標(案)及びこの目標を達成するための個別事業(案)の立案を行うとともに、個別事業(案)の具体的スケジュールを検討することとしている。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>現在委託実施している調査検討業務において、JR可部線及びその沿線の地域公共交通に係る問題点や課題、地域のまちづくりに係る問題点や課題を整理・把握したうえで、公共交通サービスの向上策、乗り継ぎ利便性の向上策、地域のまちづくりの推進方策など、ハード・ソフト両面から可部線の活性化に向けた施策目標(案)及びこの目標を達成するための個別事業(案)の立案を行うとともに、個別事業(案)の費用便益分析を行うとともに、達成目標・評価方法及び評価基準を検討することとしている。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>関係交通事業者や地域住民のまちづくり組織への意見聴取等を行い、関係者の合意のもと、個別事業(案)の実施主体を決定することとしている。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>国の支援状況を踏まえ、JR可部線活性化連携計画の策定後において着手可能な事業の速やかな展開を図れるよう、本市の平成21年度予算において所要の経費を計上すべく、財政当局と協議調整している。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>可部地域では、交通結節点改善事業である可部駅西口広場整備事業が平成19年度に完成したが、この記念モニュメントを地元住民の寄付で設置した実績があり、また、この広場内に設置した公衆トイレのボランティア清掃を実施したり、可部線廃線敷地の定期的な清掃活動を続けており、JR可部線の活性化に向けた地域住民の自主的な利用促進の取り組みなど、地域の協力環境は整っている。</p>

<p>IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>1 協議会における審議体制等</p>
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>
<p>JR可部線活性化協議会規約において、協議会の設置目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、JR可部線活性化連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと、また、協議会の行う業務として、①連携計画の策定及び変更の協議に関すること、②連携計画の実施に係る連絡調整に関すること、③連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること、④その他協議会の目的を達成するために必要なこと、の4項目を明記しており、調査事業の進め方・実施状況の審議体制は確保できている。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)</p>
<p>協議会は、区役所においてまちづくり業務を担当している区政振興課の課長も構成員としており、まちづくりに関する区民の意見を連携計画に反映しやすい体制を確保している。また、現在委託実施している調査検討業務については、その内容や方法等についてあらかじめ協議会で審議しており、可部線やその沿線における地域公共交通サービスに対する要望等に関する住民アンケート調査等を実施し、その調査結果を踏まえ協議会で審議・検討を行い、連携計画に住民の意見が反映できる仕組みを確保している。</p>
<p>2 協議会における審議</p>
<p>① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</p>
<p>第2回協議会において、JR可部線活性化検討調査業務の内容・期間・委託の方法等について審議・決定しており、その後の調査業務の進捗状況や調査結果等を随時報告し審議できるように協議会を適切に開催することとしている。</p>
<p>② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</p>
<p>協議会規約において、会議は原則として公開とすることを明記している。また、会議資料・議事録についても原則公開することを協議会で申し合わせており、議事録調製後速やかに各委員に提供した後、市のホームページへの会議資料の掲載や、市の情報公開条例に基づく議事録の開示に対応しており、適切な開示方法を確保している。</p>
<p>3 地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>
<p>現在委託実施している調査検討業務において、JR可部線及びその沿線の地域公共交通に係る問題点や課題、地域のまちづくりに係る問題点や課題を整理・把握したうえで、公共交通サービスの向上策、乗り継ぎ利便性の向上策、地域のまちづくりの推進方策など、ハード・ソフト両面から可部線の活性化に向けた施策目標(案)及びこの目標を達成するための個別事業(案)の立案を行うとともに、関係者の合意形成を図るための協議を進めることとしている。</p>

地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領

平成20年 2月29日 国総計第101号
改正 平成20年11月26日 国総計第 70号

この実施要領は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成20年2月29日付国総計第100号、以下「補助要綱」という。）に定める地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の交付等地域公共交通活性化・再生総合事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の趣旨・目的

地域公共交通は、経済社会活動の基盤であり、住民の移動手段の確保、地域活性化、環境問題への対応等我が国の重要な諸課題のためにも、その活性化・再生は喫緊の課題である。一方で、地域においては、交通空白地帯の出現等地域公共交通を巡る状況は非常に厳しい状況にある。

このような状況を受け、平成19年度には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が制定され、地域の合意形成による地域公共交通総合連携計画の策定等地域公共交通活性化・再生に向けた環境整備を図ったところである。

このため、同法の趣旨・目的を確実に確保することを目的として、地域公共交通総合連携計画の策定の促進、同計画に基づく事業の具体化の確実な実現等のため、地域公共交通活性化・再生総合事業により、地域におけるバス、乗合タクシー、鉄道、旅客船等の各事業、公共交通利用促進活動等多様な取組みをパッケージで総合的に支援することにより、地域の合意に基づく、創意工夫のある主体的な地域公共交通活性化・再生の取組みを促進するものである。

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業計画等の策定について

1. の趣旨・目的を踏まえ、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の円滑かつ確実な実施を確保するため、連携計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初（最大3年間）において、特に、同法第6条に基づく協議会が、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用しつつ、取り組むこととする事業について、計画的かつ効率的・効果的な実施を促進するため、地域公共交通活性化・再生総合事業計画を策定することとする。なお、地域公共交通活性化・再生総合事業計画には、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して地域がめざすこととする目標を、地域の合意として具体的に定めるとともに、同計画について、適切な効果の評価を行う等により、地域の多様な関係者による真の協働を促進するとともに、効率的・効果的な取組みを促進することとする。

また、地域の真のニーズ等を踏まえた、効果的な連携計画の策定を促進するため、地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画を策定することとする。

3. 補助事業の採択等

（1）地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事

務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。)の認定を受けた地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業について予算の範囲内で補助するものとする。

- (2) 地域の公共交通の活性化・再生の総合的な推進のためには、地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方バス路線や離島航路、地方鉄道に対する支援方策と連携して活用されることが適切である。
- (3) 地方公共団体、道路管理者、港湾管理者が自ら整備する乗継施設、停留所・待合所整備、駐車場・駐輪場整備等については、補助対象としないものとする。

4. 補助金の交付

- (1) 一の補助事業に係る下限額は100万円とする。

- (2) 交付申請書の添付書類

補助要綱様式第1別紙欄外に記載の「その他補助金の交付に関して参考となる書類」とは、以下のものとする。

- ① 事業の概要がわかる資料(実証運行(運航)路線図、施設の見取図面、システム概要等)
- ② 補助対象経費に係る消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合はその旨を記した理由書

- (3) 実績報告書の添付書類

補助要綱様式第7別紙欄外に記載の添付書類については以下のとおりとする。

- ① 「補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類」とは、以下のものとする。

ア. 車両購入の場合 納品書・自動車検査証の写し、写真等

イ. 車両以外の物品の購入、施設・設備整備の場合 納品書の写し、写真等事業の実施を証する書類

ウ. ア. イ. 以外の場合 業務完了報告書・調査結果報告書等事業の実施を証する書類

- ② 「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱において、別表中「補助金の額の確定」の欄に規定する額を明らかにした書類」とは、以下のものとする。

ア. 車両・物品の購入、施設・設備整備の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の写し等

イ. 実証運行(運航)の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の写し、収支計算書及び輸送実績に関する書面等

ウ. ア. イ. 以外の場合 補助事業に係る契約先からの請求書の写し、補助事業に係る収入がある場合には収支計算書等

- ③ 「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、補助事業に係る契約先からの領収書の写し等とする。ただし、添付できない場合は後日提出することも可とし、この場合においては、補助事業実施主体の確約書を添付すること。

5. 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価

- (1) 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。)に報告すると

もに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し、評価結果を通知するとともに、必要に応じて、地域公共交通総合連携計画の策定に関する助言等を行うこととする。

（２）地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年１月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとする。

なお、事業計画を見直した場合、法定協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等に提出し、地方運輸局長等の認定を受けることとする。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、１月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行うこととする。

（３）地域公共交通活性化・再生総合事業（地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業）に関する二次評価を実施する際には、各地方運輸局等において、各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとする。

（４）二次評価の結果を含む事後評価の結果については、毎年２月末までに、地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

（５）上記によりできない特段の事情がある場合は、国及び法定協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則 （平成２０年 ２月２９日 国総計第１０１号）

・この要領は、平成２０年 ４月 １日から施行する。

附 則 （平成２０年１１月２６日 国総計第 ７０号）

・この要領の一部改正は、平成２０年度の補助金から適用する。

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価の実施について

【目的】

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価は、法定協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業を行うに当たって、地域における主体的な取組及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されることを目的に実施するものである。

【法定協議会】(一次評価の実施)

調査事業に係る事後評価項目(事業の実施状況の確認・評価)

- I 総合評価
- II 地域公共交通総合連携計画策定調査の総合性・整合性
 - ①調査の範囲
 - ②地域公共交通に関する目標の設定
 - ③地域公共交通に関する目標と事業との対応関係
- III 自立性・持続性
 - ①事業の実施に向けての準備
 - ②事業の実施環境
- IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
 - ①協議会における審議体制等
 - ②協議会における審議
 - ③地域関係者の実質的な合意形成

計画事業に係る事後評価項目(事業の実施状況の確認・評価、必要に応じた事業計画の見直し)

- I 総合評価
- II 計画事業の実施
- III 具体的成果
- IV 自立性・持続性
 - ①事業の本格実施に向けての準備
 - ②事業の実施環境
- V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1月末までに
報告



・評価結果の
通知
・助言等

【中国運輸局】(二次評価の実施)

【総合事業】第三者評価委員会

(設置の目的)

事後評価を実施するに当たって、法定協議会が行う自己評価に対して、二次的に客観的な観点から評価を行うため(構成)

中国運輸局事業実施担当部長、学識経験者等有志者で構成
(評価の実施等)

- ・法定協議会から提出のあった「自己評価」を基に、第三者委員会において評価を実施
- ・法定協議会に対して評価結果を通知
- ・必要に応じて助言等を実施

[調査事業に関する助言等の内容]

◇地域公共交通総合連携計画や事業計画の策定に関する助言等

[事業計画に関する助言等の内容]

- ◇事業計画の見直し等
- ◇本格実施に向けた助言等(最終年度の場合)

2月末までに

提出

本省(総合政策局)に提出

自己評価結果の公表

評価結果の公表(二次評価の全体的な総括)

※事業計画を見直した場合は、法定協議会は、当該事業計画を速やかに運輸局に提出し、運輸局の認定を受ける必要がある。